

特252

668

不

国防産業の擴充と
結城増稅案の自家撞着

日本經濟政策研究所



0003036-000

特252-668

国防産業の擴充と結城増稅案の
自家撞着

日本經濟政策研究所

昭和12

ABA

特252
668



目次

- 一、林内閣の政治的使命は生産力の擴充……………一
- 二、生産力擴充と結城増稅案との一大矛盾……………六
- 三、結城案に於ける産業資本の壓迫……………一五
- 四、株式虐待は何故に生産力擴充を阻むか……………二
- 五、「民生官從」の歴史的意義……………三七
- 六、産業金融優遇の自家撞着……………三〇
- 七、跛行増稅と國債消化問題……………三七
- 八、株式四割控除を復活せよ……………四一



九、臨時利得税の時代錯誤……………四
十、議會と輿論の奮起を望む……………五〇

國防産業の擴充と

結城増税案の自家撞着

一、林内閣の政治的使命は生産力の擴充

林内閣の政治的使命は、之を經濟的に見る限り、次の二點に要約するここが出来よう。

- (一) 悪性インフレを防止しつゝ、豫算の圓滑なる遂行を圖ること
 - (二) 國防上必要な生産力の急速なる擴張を實現すること
- 而して、(一)の問題は、極めて短期間に於ては、一應獨立せ

る政策となり得るが、結局に於ては(二)に還元し得られる問題である。例へば、現に新内閣が、悪性インフレ防止策として行はんとしてゐる實行豫算の繰延にしても、近き將來に、現在以上の豫算を消化し得る生産力の擴張が期待されること云ふ前提の下に、始めて意味もあり、繰延も可能であるのだ。更にまた、前内閣の方針を踏襲せる輸入爲替許可制(言ふ迄もなく悪性インフレ防止策だ)も、若し此際、その必要ありとすれば——筆者の見る所では、爲替維持のためには、必しも斯る弊害多き手段に訴へるを必要としないが——近き將來に、輸入を制限せずとも、爲替下落の不安なき、生産力の充實が豫想される、こと云ふ想定の下に於てのみ、始めて許さるべき臨時的辦法である。現に、國民は、斯るも

のごして、これを理解してゐるのである。

斯様に、政府が現に採用しつつある各種の悪性インフレ防止策は、要するに、生産力の急速なる擴張を實現する迄の、過渡期に於けるつなぎに過ぎないのである。本建築が竣工する迄の、バラツク政策に過ぎないのである。

若し、豫期の如き生産力の急速なる擴張が阻まれんか、豫算の繰延は削減ならざるを得ない。輸入爲替許可は、累加的な輸入制限ならざるを得ない。然らずんば、豫算の膨脹を形式的に認めつつ、輸入を放任しつつ、物價暴騰、爲替暴落の壓力によつて豫算の實質的緊縮、國民消費の節約(國民生活の窮乏)を強要する以外にない。前者はデフレーションであり、後者は悪性インフレ

ーションである。道程は異なるが、何れも国防計畫の遂行を不可能ならしめ、國民生活を窮乏に陥れる結論に於て楯の兩面である之を要するに、林内閣に課せられたる政治的義務は、「生産力の急速なる擴大」にあると云つて大過ない。

しかも、現に見るが如き形に於て軍事豫算の實行を繰延べたことは暗黙の中に、明年度軍事豫算の相當なる増額（單に繰越使用のみでなく）を豫め認容せるものと見てよいのではあるまいか。果して然らば、林内閣は、此際全力を擧げて、生産力の擴大を急行する政治的責任を、愈々加重せられたものと云はねばならぬ。萬一、これに失敗せんか、明年度豫算の編成は、現内閣の手によつては不可能となるであらう。のみでなく、如何なる内閣を以て

しても、豫算の編成及其の遂行は、恐らく未曾有の難局に遭遇するのではないかを憂へざるを得ない。

斯様な、時局の動向と、政治的責任は、現内閣も原則的には認識し覺悟を持つてゐることは、組閣の経緯や議會に於ける施政演説、質問に對する應答等に徴しても或程度に看取される所であるが、然らば、政府は、斯る生産力の發達強化、國民經濟力の充實を如何にして達成せんとしてゐるのであらうか。此問題に關しては、現内閣の方針よりも、陸軍當局が、非公式ではあるが、最近都下各新聞に發表せる、左の如き民間軍需工業擴充方針に聽くことによつて、最も端的に政策の歸趨を察知することが出來よう。

「陸軍當局は、軍需工業の國營化問題が、列國の重要懸案となつ

てゐる今日に於ても、なほ民主官從主義を堅持し、民間軍需工業の充實擴張を第一義としてゐる。従つて新計畫（國防六ヶ年計畫）の着手と共に増加する民間軍需工業に對する需要に就ては、現在の所、尙民間の自發的擴張を期待してゐるが、これと共に、陸軍側として、民間工業の發達助成につき、相應の便宜供與をなさんとしてゐる」云々。

然り、今日の我經濟の機構と發展段階に於ては、國防の要求する生産力の擴充は、好むと好まざるに拘らず、民間企業の發展に之を俟たざるを得ないのである。而して、現内閣も亦、斯様な根本方針に即して、生産力の擴充を圖らんとしてゐることは疑を容れない。

六

二、生産力擴充と結城増稅案との一大矛盾

然るに、現内閣の作製せる修正増稅案を見るに、右の如き生産力擴充方針を歪曲し、之に逆行する點が少からず發見されることは、洵に了解に苦しむ所であると共に、此際、國策的見地から、少くともその主要なる矛盾に就ては、合理的修正を要求せざるを得ないのである。

いかにも、今回の結城増稅案は、「臨時租稅増徴法案」の名の示す如く、恐らく本年度限りで廢止さるべき暫定的増稅案である。經濟界から見れば、年度限りの増稅如何よりも、その次に來るべき根本的稅制改革問題の方が、より重大な關心事であるに違ひな

七

八
い。加之、組閣後僅かに旬日の短期間に纏め上げられた案である以上、其處に臨時案として、或程度の遺漏や不備のあることは此際、一應の同情と寛容を以て遇さねばならぬであらう。

併し乍ら、臨時案と雖も、單に國庫の増收さへあげ得れば、そのために假りに一時的にせよ、經濟界に混亂を起しても差支ないこと云ふが如き財政政策はあり得よう筈はなく、現に、結城藏相の議會に於ける財政演説に徴しても、増税案の經濟界に及ぼす影響に就て、相當の考慮が拂はれてゐることが看取されるのである。即ち次の如くだ。「租税の増徴は、その及ぼす所の影響が甚大でありますから、之が實行に當りましては、慎重ここに當り、人心に不安を與へぬここに留意すること共に、十分經濟界の實情を察し、

出來得る限り、之による悪影響の防止に努むべきでありまして、企業心の萎縮、生産力の減退を來すが如きことなきを期すること、極めて肝要なりと信ずるのであります。」(速記録による、傍點は筆者)。

更にまた、年度限りの、純然たる臨時増税の建前を採るならば不必要なる摩擦や混亂を避けるために、能ふ限り税制改革を伴ふ増税を避け、それと共に少くとも産業の動脈である資本に對する課税は、増税額の多寡はともかくとして、現行税に於ける各種資本間の負擔の均衡に大きな變化を與へざる方針を堅持すべきである。然るに、今次の結城案によれば、その臨時性を疑はしめる程に、相當思ひ切つた税制改革を斷行せる上に、資本間に於ける負

擔のバランスは、著しく破られ、歪められてゐるのである。しかも、その破衡が、「企業心の萎縮生産力の減退を來す」が如き最悪の形に於て行はれてゐるのである。斯る現税制の變更は、無論當局が盲目減法にやつたものではなく、一定の財政方針に基いて案は出せるものなること言ふ迄もあるまい。

かくて、今次の結城案は、形式は臨時増税案であつても、それは少からぬ程度に、結城財政の根本方針を織り込んだものご見ざるを得ず、従つて内容の上から見れば、臨時増税案としてよりも來るべき根本的税制改革案（現内閣の手によつて之が行はれるとすれば）の序曲として、より重大なる意味を持つてゐること考へざるを得ない。

假りに一步を譲つて、今次の増税案は、斯る根本的財政方針ごは全然關係なく、純然たる臨時案であつて、來るべき根本的税制改革案は、全然白紙に歸つて考究されるものごしても、年度限りの臨時案なるが故に、不公正や不合理は許さるべきではない。瑣末な缺陷は姑らく措き、少くとも「企業心の萎縮、生産力の減退を來す」が如き不合理は、國策上、此際斷じて默許すべきではない。況んや、生産力の擴大の必要は、一年や二年遷延しても、大勢に變化なしご云ふが如き悠長なる問題ではなく、半年一年を争ふ刻下の急務なるに於ておやである。

然らば、結城増税案の如何なる點が、謂ふ所の「企業心の萎縮生産力の減退を來す」自家撞着を含んでゐるのであらうか。

勿論、今次の結城案を、根本的税制改革の見地から検討すれば、斯様な自家撞着は隨所に發見出来る。さり乍ら、そうした根本論は此際姑らく問はない。臨時増税案としての建前を認めたと上の矛盾、及び、それが来るべき本格的税制改革に對して、重大なる示唆となるべき不合理を指摘し、その修正を要望したいと思ふのである。

斯る觀點から、此際、看過すべからざる一大矛盾として、次の二點を指摘することが出来る。

- (一) 個人所得税に於ける産業資本(株式)の虐待
- (二) 臨時利得税の存続並に増徴

右の中(一)は現實に生産力の擴充を阻む最大の要因であること共

に、現内閣乃至結城藏相の「企業」に對する基礎的認識の錯誤を反映するものとして、來るべき根本的税制改革に對しても、容易ならざる示唆を含むものであり、(二)は臨時税としての現實の影響よりも、イデオロギツシユな問題として、これ亦今後の税制改革に對する重大なる暗示を與へるものである。

扱て、右の(一)及(二)に對する、結城案による増徴及改正は次の如くである。

(二) 第三種所得税

イ、増徴率

所得金額

増徴率

- 二千圓以下
 - 三千圓以下
 - 七千圓以下
 - 一萬五千圓以下
 - 十萬圓以下
 - 百萬圓以下
 - 百萬圓以上
- 二割
 - 三割
 - 三割五分
 - 四割
 - 四割五分
 - 六割
 - 七割

ロ、改正。現行株式配當所得四割控除を二割控除に改むること
 ハ、公社債利子、信託、預金利子に對する増徴率及改正
 a、第二種所得稅に於ては、國債利子に對する二%の課稅
 を新設し、其他の確定利子に對しては現行稅額の五割

増徴

b、資本金子稅に於ては、現行稅額の十割増徴

（二）臨時利得稅

法人に於ては現行率一割を一割五分に引上、個人に於ては現行率八分を一割に引上

そこで、先づ、（二）の個人所得に於ける改正稅率の影響から検討するであらう。

三、結城案に於ける産業資本の壓迫

結城増稅案の最大な缺陷は、個人の所得に於て、産業の動脈の位置にある株式所得を虐待し、資本の体系を破壊する所にある。

こ云ふ意味は、株式に對する課税が重過ぎること云ふのでは必しもない。問題は、他の源泉所得、就中國債との關係に於て、株式が虐待される所にあるのだ。此關係さへ不當でなければ所得に對する増徴は原案より高率であつても差支ないのである。

いま、一定の基本所得（例へば俸給、營業收入、土地家屋からの收入其他課税對象となる個人の所得）を有するものが、その基本所得を超える所得を、株式で持つを有利とするか又は國債で持つを有利とするかの限界點が、今度の結城増税案によつて、どうなるかを大体に投資階級の最低所得水準と見られる、基本所得五千圓以上の個人所得階級に就て、算定して見るに、第一表の如くである。

なほ、本文執筆迄に、付加税の税率は判明しないが、傳へられる所によれば、現行本税を基準として、平均四割二分（現行付加税と同じ）の地方税を付加するところなる模様なので一應此計算によつて付加税を算出することにする。

（第一表）
超過所得に於ける結城案による
株式及國債税引利廻

基本所得階級別	超過所得税率 %	株式税引利廻 %	國債税引利廻 %	國債對株式利轄 %
五千圓	八・七八	四・九九	三・四八	一・五二
七千圓	一一・七〇	四・八四	三・四八	一・三六
一萬圓	一三・三〇	四・七四	三・四八	一・二六
一萬五千圓	一六・九七	四・五五	三・四八	一・〇七
二萬圓	一八・八五	四・四三	三・四八	〇・九五

三萬圓	二一・七五	四・二七	三・四八	〇・七九
五萬圓	二四・六五	四・一〇	三・四八	〇・六二
七萬圓	二七・五五	三・九四	三・四八	〇・四六
十萬圓	三五・八五	三・五四	三・四八	〇・〇六
二十萬圓	三六・八〇	三・四六	三・四八	〇・〇二
五十萬圓	四〇・〇〇	三・二八	三・四八	〇・二〇
百萬圓	四八・二〇	二・八八	三・四八	〇・六〇

(備考) 株式の税引前利廻は五分五厘、國債は三分七厘とす、株式は二割控除、付加税は現行本税の四割二分とす。國債は資本利子税四%、第二種所得税二%

即ち、今次の結城増税案が採用されることすれば、その結果、基本所得一萬五千圓を超ゆる所得を有する個人に於ては、利廻五分五厘の株式を所有すれば、その實收利廻は四分五厘五毛となり、利廻三分七厘の國債に投資すること、手取利廻は僅かに一%〇七

しか差がなくなるのである。更に、基本所得二十萬圓以上の階級にあつては、五分五厘の株式よりも、三分七厘の國債に投資した方が、實收が多いこと云ふことになり、それ以上の所得階級は、所得額の累増に比例して、愈々、株式よりも國債投資を有利とする計算になるのである。

次に、比較に便宜のため、第一表の結城案による國債對株式の税引利鞘と、現行税及馬場案(非常に産業壓迫の税革案)に基くそれとを比較對照して見るに、第二表の如く、現行税に於ては、基本所得七萬圓以上の階級迄は、國債と株式との手取利鞘はなほ一%以上の開きを有するに對し、結城案では、その限界が一萬五千圓、馬場案は一萬圓で、共に現行税に比して、株式が著しく虐待

されることになるが、結城案と馬場案との差は正に五十歩百歩である。

(第二表) 超過所得に於ける結城案、馬場案
現行税の國債對株式税引利對照

基本所得階級別	結城案 利靴	馬場案 利靴	現行 靴税
五千圓	一・五二%	一・三八%	一・五七%
七千圓	一・三六%	一・二〇%	一・五〇%
一萬圓	一・二六%	一・〇二%	一・四三%
一萬五千圓	一・〇七%	〇・八四%	一・三六%
二萬圓	〇・九五%	〇・六六%	一・二七%
三萬圓	〇・七九%	〇・四五%	一・一七%
五萬圓	〇・六二%	〇・二四%	一・〇八%
七萬圓	〇・四六%	〇・〇二%	〇・九八%

十萬圓	〇・〇六	〇・一九	〇・八九
二十萬圓	〇・〇二	〇・六二	〇・八〇
五十萬圓	〇・〇二	一・〇五	〇・七〇
百萬圓	〇・〇六	一・四八	〇・六一

(備考) 現行及結城案は付加税四割二分馬場案は付加税三割として計算

四、株式虐待は何故に生産力擴充を阻むか

贅言する迄もなく、元來株式の配當は、事業の將來に關する一切の危険、景氣、不景氣、政治的變動其他凡ゆるリスクを負擔するものである。之に對して、國債の利子は、景氣、不景氣其他財界の變動を超越して、國家の權力と信用とによつて保證されてゐる確利收入である。従つて、投資家から見ても、前者と後者との手

取利廻は、そのリスクの幅に對應するだけは常に差がなければならぬ。而して、今日の實狀から見れば、右の株式と國債との手取利鞘は、少くとも一%の開きがなければ、資金を株式に誘導することは不可能であること云つて大過ない。兩者の手取利鞘が一%を割れば、大多數の投資家は、株式よりも國債を擇ぶに至るは必定である。

ところが、結城案によれば、第一表に見る如く、株式投資の殆んど九割を占むる個人投資家の中、基本所得額一萬五千圓乃至二萬圓以上のものは、國債との利廻關係の上から、利廻五分五厘の株式は所有し得ないこと云ふことになるのである。

右は、讀者の理解に便宜のため、姑らく、株式の表面利廻五分

五厘、國債の利廻三分七厘を動かぬものと假定しての議論である併し乍ら、實際に於ては、税制上國債利子と株式所得を差別待遇すれば、國債の利廻は動かずに（國債利廻は、今日、利廻決定の獨裁者の位地にある）専ら一方的に、株式の利廻が逆轉することになるのである。

即ち、現行税の下に於て、利廻、五分五厘の株式に投資して得たゞけの實收を得るには、結城案に於ては、國債との實收利鞘が縮少されただけ、表面利廻の高い株式でなければ、投資家は採算上、株式は持てぬことになる。言ふ迄もなく、それだけ株價は下落し、株式の利廻は高くなるわけだ。（無論景氣其他外部からの影響は別として）

この結果として、現行税の下では、例へば一流株ならば、五分五厘の配當で額面が維持出來たのが結城案が實施されれば、六分とか七分とか増配せねば、額面の維持は不可能となる。所で今日の株式市場に於ては、額面より二三割株價が高くなければ、拂込徴收や増資は困難である。従つて、これ迄に於ては、一流會社ならば、七分配當で拂込、増資が容易に出來たのが、今度は八分、九分の高配をやらねばそれが出來ないことになる。二、三流會社の拂込、増資は、固よりそれ以上の高い割合で増配を必要とするここになる。それだけ産業のコストは高くなり、新資本の吸収は困難となるのであるが、しかも、結城案に於ては、法人所得十割臨時利得税五割、營業收益税若干の増徴、法人資本税の設置等、

二重三重に負擔が累課せる上に、資本の調達には右の如く高配を餘儀なくされるのであるから、産業が如何に壓迫されるかは、思ひ半ばに過ぎるであらう。

加之、産業資本壓迫は右に止まらない。今次の結城案によれば法人（金融業者）の株式投資も現行税に較べて、少からず不利となつてゐるのである（後掲第三表参照）。筆者は、金融業者の株式投資を壓迫することは、原則として必しも反對しないものである。だが、それは、金融業者に株式を持たせるよりも、個人に多く持たせる方が、資本の分業の上から、より合理的であること云ふ意味であつて、株式投資が、個人に於ても、法人に於ても、兩方から虐待されるのでは、全く問題にならぬ。

現在、生産力が剩つて、その擴張を必要としない時期であるならば、右の如き壓迫が産業の上に加へられても、國民經濟上、或は大きな弊害はないかも知れぬ。だが、如何にせん、既述の如く現下の我情勢は、生産力は一大不足を告げ、國防の充實のために、悪性インフレ防止のために、その急速なる擴張が必要となつてゐるのである。これを實現するためには、既設會社の拂込、増資を容易ならしめ、更に新設會社の勃興を妨げぬやうな政策を極力採り、之に逆行するが如き政策は、如何に他の方面に効用があらうと、此際としては、斷じて認容さるべきではないのである。

結城藏相は、今次の増税を行ふに當つて、企業心の萎縮、生産力の減退を來すことなきを期したと言明してゐる。だが、斯様な

増税のやり方で、ごうして企業心は萎縮し、生産力は減退しないで済むだらうか。

五、「民主官從」の歴史的意義

今日、大部分の重要産業が、國營となつてゐるならば、税制上で株式を壓迫することは、必しも企業の萎縮や生産力の減退とならぬであらう。また政府の産業統制が完備して、資本主義的な企業原則を無視しても、資本を産業に動員し得る仕組となつて居るならば、これ亦株式の壓迫はさして生産力を減退せしめることにならぬであらう。更に、生産力の發展が既に頂點に達し、新たに産業の勃興を必要としない事情にあれば、株式の壓迫は、國民經

濟上さして問題はないかも知れぬ。

併し乍ら、現在の日本は、第一に生産力の急速なる発展を必要としてゐるのである。第二に、これを達成するためには、好むと否とに拘らず、民主官從（前掲陸軍の方針）の原則に従はざるを得ない實情にあるのだ。然りとすれば、此際、株式資本を壓迫することは、全く右の國策上の必要に逆行することに外ならぬ。

一体、民主官從とは何か、それは産業の經營權を資本家に委任することを原則とし、官業乃至官業的經濟統制は、補助的なものとして、産業の後陣に配することを意味する。産業に於ける資本家のイニシヤチブを認めることは、資本主義的經營原則を認容することに外ならぬ。之を資本關係に翻譯すれば、自己の責任と危

険に於て、産業の自主的經營を負擔する自己資本（株式資本）に、生産力擴充の鍵を委ねることである。

然り、資本主義は、斯くの如くにして發達し來つた。而して、現段階の日本に於ては、斯の如き經營原則を否定しては、國防の要求する生産力の急速なる擴充は不可能なのである。

いかにも、資本主義的經營は、多くの矛盾と不合理を包藏してゐる。抽象的に云ふならば、儲かる事業ならば、國家に取つて、如何に不用の事業でも發達し、反對に儲からぬ事業は、國家が如何に必要とする事業でも發達しないと云ふ仕組の、現在の資本主義的經營よりも、國家に取つて必要なる事業は、計畫的にドシドシ遂行する計畫經濟の方が、理論として、遙かに能率的合理的であ

るここ云ふ迄もない。

だが、これは白紙に描いた理想案である。今日、斯る案を論議することは、徒らなる議論の遊戯でしかない。問題は與へられたる現在の我國經濟の發展段階と、今日の急迫せる國際情勢とを前提として、國防の要求する急速なる生産力の擴充を、最少の犠牲と最大の効果に於て、如何にして達成するかにあるのだ。而してそれは「民主官從」以外にないことは、軍部の聲明を俟つ迄もなく、滿洲事變以來數ヶ年に亘る實踐によつて到達せる現段階の結論である。

六、産業金融優遇の自家撞着

結城増税案によれば、社債は少からず優遇されてゐる。例へば現在、社債の六七割を所有する法人（金融業者）に就て之を見るに第三、四表の如く、馬場案に比較すれば固より、現行税に較べても、國債以上に優遇されてゐるのである。（個人に於ても、社債は馬場案よりも遙かに優遇されてゐる）

(第三表) 法人普通所得に於ける有價證券
税引利鞘

表面利廻	結城案	馬場案	現行税
國債(三・七〇)	三・四四一	三・二六二	三・六二六
地方債(四・〇〇)	三・五〇三	三・三二〇	三・七〇三
社債(四・一〇)	三・六二九	三・三六三	三・八一三
株式(五・五〇)	四・八三五	四・七八五	五・一一〇

國債對地方債利鞘	〇・〇六二	〇・〇五八	〇・〇七七
國債對社債利鞘	〇・一八八	〇・一〇一	〇・一八七
國債對株式利鞘	一・三九四	一・五二三	一・四八四

三二

(第四表) 法人超過所得(二割)に於ける同上

表面利廻	結城案	馬場案	現行税
國債(三・七〇)	三・四一〇	三・〇〇六	三・六二六
地方債(四・〇〇)	三・三九〇	二・九四六	三・五九〇
社債(四・一〇)	三・五一二	二・九七八	三・六九七
株式(五・五〇)	四・六七八	四・二七〇	四・九五三
國債對地方債利鞘	〇・〇二〇	〇・〇六〇	〇・〇三六
國債對社債利鞘	〇・一〇二	〇・〇二八	〇・〇七一
國債對株式利鞘	一・二六八	一・二六四	一・三二七

更に、結城藏相は、日銀條例を改正し、興銀の社債發行限度を

擴張して、積極的に事業金融の疏通を圖り、産業の發展に資せんと企圖してゐることを傳へられる。

社債優遇や、事業金融の積極化は、固より、それ自体としては結構なことであつて、反對すべき理由は無論ない。だが、前述の如く、株式資本を壓迫し乍ら、斯る側面的工作のみによつて、産業の發達が期し得られるものを見るならば、——現に結城藏相の産業政策は、興銀金融の方針を一步も出てゐないこの評判が高い——それは全く見當違ひである。社債も貸付も、要するに産業金融である。相手なくして金融はあり得ない。その對象となるのは既に成立せる事業である。肝腎の對象(自己資本)を上述の如く虐待し乍ら、金融の側面からのみ援助しようとするのは、恰も消化

三三

器を虐待し乍ら、榮養を供給するに等しい。植物の根を切つて置き乍ら、肥料を施すのと同じだ。

既に基礎の出來上つてゐる事業會社——主として平和産業が之に屬する——ならば、或は斯る金融的側面工作のみでも、事業資金は賄へるであらう。だが、實際に於ては、基礎の安定せる事業會社は、特別に金融的援助を受けずとも、資金の調達に不自由しないのである。

金融的援助を必要とする會社は、基礎の強固ならざる乃至は未成育の弱小會社——國防産業の多數は之に該當する——である。然るに、既述の如く、斯る弱小會社は、結城増稅案によつて、最も打撃を受け、其基礎を愈々劣弱にさるべき立場に置かれてゐる。

弱小會社の基礎を愈々弱小ならしめて、政府は金融工作でこれを何處迄サポートし得る自信を持つてゐるのであらうか。興銀が株式擔保の社債を發行しようが、日銀が見返制度を擴大しようが、そこには自ら一定の限度がある。相手の信用や擔保力を無視して、金融出來るものでなく、況や無制限に貸出し得べきものではない。寧ろ今日の金融事情の下に於ては、その範圍は極めて限られてゐるご見なければならぬ。假りにまた、基礎劣弱なる會社に、放漫なる金融的援助をなし得ても、基礎を脆弱にして置いて如何にしてその尻を拭はんごするのであらうか。財界が順調に推移すればまだいゝ。だが、反動が來た曉にその跡仕末をどうするのか。

政府が、積極的に金融工作をするならば、その反面に、事業の基礎を強固にする工作が施されなければならぬ。これは車の兩輪の關係である。然るに、政府のやり方は一輪の回轉を妨げて、他の一輪に油をさすのである。これでは車は進む筈はない。

更に、國防上必要な生産力の擴充は、既設事業會社のみに之を負擔させることは出来ない。その少からぬ部分は、今後、新らしき事業の勃興、會社の新設に之を俟たねばならぬ實情に置かれてゐる。而して、今後興らんとする會社に對しては、金融的援助の如きは、殆んど用をなさぬ。之に必要なのは、先づ自己資本の調達である。然るに、前述の如く、今次の増税は、既成會社に與へる打撃よりも、會社の新興を阻止する點に、一層強く作用すべ

き性質を持つてゐるのである。

斯様なわけで、政府の産業金融積極化工作は、増税に於ける産業資本虐待のために、佛作つて魂を入れざる跛行政策化してゐるのである。尤も、之を産業政策として見ずに、金融業救済政策として見れば、少からぬ効果があるであらう。しかし、それは固より「生産力の擴充」には無關係である。

七、跛行増税と國債消化問題

次に、根本的な問題として、此際一應論じて置きたいことは、國債消化の問題に對する政府當局の認識不足である。結城案が前掲表に見る如く、個人に於ては固より、法人に於て

も、現行税に比して、株式よりも國債を遙かに優遇せることは、これによつて、法人にも個人にも、株式よりも國債をより多く持たせ、かくして國債の消化力を豊富にする意圖の下に計畫されたものご見なければならぬ。それ以外に、理論的な根據は見出せないのであるが、果して斯様な意圖の下に増税案が編まれたとすれば、當局は、國債消化力問題に關して、認識の一大混乱に陥つてゐるものご評せざるを得ない。

無論、税制に於て國債を優遇すれば、株式に流入すべき資金の少からぬものは、株式を捨て、國債に流れ込み、それだけ國債の消化力は一時殖えることは明らかだ。だが、斯る方法では、現在金融界に溜つてゐる資金を汲み上げて了へば、忽ち國債消化力は

涸渴して了ふのである。國債の發行が、例へば今年度限り打切られるごか、それだけでなくごも、ごにかく現在の蓄積だけで消化出来る程度のものであるならば、他に累を及ぼす點は姑らく問はぬごして、斯る國債優遇手段によつても、國債を消化せしめるごごが出来る。

さり乍ら、誰よりも財政當局がよく知つてゐるやうに、今後長期に亘つて、年々巨億の國債を發行しなければならぬ實情にあるのだ。しかもその消化は、現在ある資金よりも、今後蓄積される資金に、より多く依存しなければならぬ事情にあるのである。換言すれば、累年に亘る國債の消化を圖るためには、全力をあげて、資本の新たなる蓄積を圖らねばならないのだ。言ふ迄もなく、新

たなる資本の蓄積とは、生産力の擴充である。此際に於ける國債消化の根本對策は、斯くの如き生産力そのもの、擴大を措いて他にないのである。

若し、今次の増税案の如く、政府が金融的に國債を優遇することによつて、當面の國債消化を強行するならば、その結果は生産力の萎縮、蓄積の減退である。即ち國債消化の源を涸らすことに外ならぬ。政府の國債優遇増税案は、結局卵を取るために鶏を殺す類の、自殺的國債消化對策であるのだ。

それも、蓄積が減れば、それに應じて國債（政府の純消費）も減らせる事情にあればとにかく、前述の如く、それは此際不可能なのである。かくて、此矛盾——政府の純消費と生産力との破衡

——から生ずるものは、物資不足、輸入増大、爲替下落、物價暴騰、即ち所謂惡性インフレーションである。

若しまた、當面、是非國債の消化策を人爲的に講じなければならぬ事情にありとすれば——卑見によれば、斯る必要は殆んど考へられぬが——それは、今次の増税案の如く、生産力を萎縮せしめるが如き自殺的手段に訴ふべきでは無論なく、他の弊害なき方法を探るべきである。

八、株式四割控除を復活せよ

然らば、結城増税案に於ける以上の如き株式資本虐待は、之を如何に修正すべきであらうか。その方法としては、第三種所得に

於ける株式課税を、原案より軽減するか、乃至は國債にヨリ重課するかの二途あるのみだが、何れにせよ、原則として、能ふ限り現行税に於ける國債と株式との税引利鞘の均衡を維持する建前にその目標を置かねばならぬ。

所で、結城案が年度限りの暫定案であるに鑑み、更に、議會の開期が既に残り少なくなつてゐる現状から見て、此際、多少の不備、不完全は忍ぶとして、技術的に極めて容易なる株式四割控除復活案が、最も時宜に適したものであると考へる。單に技術的に容易なばかりでなく、税制原則から云つても、結城案が公社債や預金を源泉課税として据置く以上、株式の四割控除は、當然に据置かるべきであると思ふ。

そこで、いま、結城案による税率に基いて、個人所得に於ける株式手取利廻と、國債のそれとの利鞘を比較するに、第五表の如く、原案の國債と株式との投資限界點である、基本所得一萬五千元乃至二萬圓の階級は、五萬圓程度の階級に迄擴大されることになる。

(第五表)

株式四割控除復活修正案による
國債對株式税引利鞘

基本所得	株式税引利廻 %	國債税引利廻 %	同利鞘 %
三萬圓以上	四・五七四	三・四八	一・〇九六
五萬圓以上	四・四五一	三・四八	〇・九七三
七萬圓以上	四・三二八	三・四八	〇・八五〇
十萬圓以上	四・一〇〇	三・四八	〇・六二二
二十萬圓以上	三・九六七	三・四八	〇・四八九

五十萬圓以上

三・八三四

三・四八

〇・三五六

(備考) 株式表面利廻五分五厘、國債は三分七厘

勿論、此修正案によつても、現行の投資分岐點（基本所得七萬圓以上の階級）に較ぶればなほ少からぬ距離があり、國債よりも株式は不利を忍ばねばならぬことになるが、此際、拙速主義を必要とする見地から、この程度の不均衡是正は、來るべき根本的税制改革に譲るべきであらう。

若し現内閣にして、右の如き最少限度の修正にすら應じ得ぬが如きことあれば、我等は、斯る時局に對する認識の不足せる内閣に、次の根本税制改革を委せることは出來ないのである。

九、臨時利得税の時代錯誤

次に、臨時利得税に就て簡単に論じたい。周知の如く、臨時利得税は、第六十七議會を通過し、昭和十年四月一日より、向ふ三ヶ年間に、即ち本年三月迄の施行期間を有する臨時税である。然るに、結城案に於ては、當然廢止すべかりし此税目が、嘗に存續せしめられるのみでなく、その税率が、法人に於ては百分の十から十五に、個人に於ては百分の八から十に、それ／＼引上られてゐるのである。

増税の金額は千五百萬圓程度であつて、その産業界に及ぼす實際の影響は、或は大したものではなからう。だが、臨時税として時代錯誤の悪税をその期限が切れたにも拘らず、わざ／＼存續せんとする當局のモノの考方、經濟界の實情に對する認識の不足

は、此際輕からぬ問題を投じてゐると思ふ。今度の暫定増稅案だ
けならまだ忍ぶごしても、若し斯様な認識に於て、次の根本稅制
改革（及び稅制以外の諸政策）が案出されては、經濟界は安んじ
て活動は出來ないのである。

抑々、此稅目は課稅年度の利益率が、昭和四、五、六の三ヶ年間
の平均利益率を超過する場合、その超過分を捉へて、之に課稅す
る（法人に於ては利益率七%以上の場合）ここになつてゐるので
ある。然るに、基準となる右の三ヶ年は、世界恐慌と金解禁の二
重の打撃を受け、事業界は不況のドン底にあつた時代である（た
ゞ事業収益に就て云へば、四年のみは隋勢的にまだよかつた）。

（第六表） 株主資本に對する利益率

昭和四年上	八・四%	八年上	六・八%
下	七・一	下	七・四
五年上	四・五	九年上	七・六
下	三・四	下	八・四
六年上	四・七	十年上	九・一
下	三・二	下	九・〇
以上三ヶ年平均	五・二	十一年上	九・一
七年上	五・三		
下	五・九		

（備考） 三菱經濟研究所「本邦事業分析」による

しかも「此三ヶ年に、最も不況に苦しみ、収益の減退に見舞は
れた事業は、鐵鋼業、機械工業、化學工業、鑛業等の、今日國防
が要求する軍需關係産業である。纖維工業其他の平和産業は、此

時代にも比較的の高い収益を挙げ得たのである。斯様な實情から見て、臨時利得税は、事實上、今日生産力の擴大を最も必要とし、てゐる國防産業に對する特別課税であること云つても敢て過言ではない。

のみでなく、此臨時利得税が設けられた藤井財政當時に於ては、民間の軍需産業に對して、極力設備の擴張を阻止する方針を採つてゐた時代である。例へば設備を擴張しないこと云ふ條件で、政府の民間發註が行はれたデフレーション政策の時期である。斯様な全体の政策の背景の下に於ては、此臨時利得税は、租税体系として、まだしも經濟的に意味があつた。(其良し悪しは別として)。然るに今日では、經濟的背景は全く一變してゐるのだ。軍部の民間

發註は單に資材を充たすためのみでなく、少からぬ犠牲を拂つて教育註文を發し、以て民間軍需産業の生産力擴充を圖らんとする時代である。國防上は固より、悪性インフレ回避策としても、此際萬難を排して、生産力擴充を實現せんとする時代である。

既に「臨時」の期限が終へた上に、斯る客觀情勢の一變せる今日、何故に政府は、わざわざこれを存続せしめ、其上税率を引上げんとするのであらうか。第三種所得税に於ける株式の虐待と異なり、臨時利得税を引上げて存続したからして、そのために、國防産業の發展が妨げられるやうなことは、恐らくないであらう。さり乍ら、若し、斯る時代錯誤的税目を政府が、「ごうせ大した金額ではないのだから……」と云ふ大マカな考へで存続したとす

れば、それは財界に對する驚くべき「不感症」を暴露するものだ。醫者が輕症の感冒を誤診するやうでは重病の治療は愈々其醫者には委せられなくなる。財界の恐れるのは臨時利得税さへ廢止出來ないやうな政府では、來るべき根本税制改革に於て、ごんな時代錯誤の税制を作り上げるかわからぬ、ご云ふ不安危懼である。獨り税制のみならず、凡ゆる政策に於ても同様であること云ふ迄もない。更に、現政府が、臨時利得税の經濟的性質を全く認識せず、存續せしめんごするならば、經濟界は益々現内閣を信賴するここが出来ない。

叙上の如き意味から、此際臨時利得税の撤廢を主張する。

十、議會と輿論の奮起を望む

既に結城原案は議會に提出された。これを修正し得る力ご責任を有するものは議會である。然るに、今日迄の今議會の經過を見るに、以上の如き、結城増税案の最大缺陷、根本矛盾が一向に論議されないのはごうした譯か。これは、此案によつて最も直接の打撃を受ける立場にある資本家の陣營から、大して反對の聲が擧がらない事實ご共に筆者の了解に苦しむ所である。

或は議員諸君は、株式擁護の修正意見でも出せば、國民から資本家の走狗の如くに思はれることを恐れて、遠慮してゐるのかも知れない。或は又、失禮な言分だが、第三種所得に於て株式を税制上虐待することの經濟的意味を充分に認識せず、ナイーヴに金持階級の所得が減ること位にしか考へてゐないのかも知れない。

政黨の諸君は、しきりに地方交付金を問題にする。いかにも此問題も極めて重大である。だが、筆者の理解する所によれば、政府當局に於ても、此問題は、次の根本税制改革に於て、充分に考慮する用意を持つてゐるのである。また、斯様な問題は、その社會的性質上、此際、何人が財政の衝に當るも、政治家として相當に考慮を拂はざるを得ない問題である。たゞ、今年から直ちに大規模の地方負擔の輕減をやるか、乃至は一年遅れて、根本的税革の折にやるかの時期の問題に過ぎない。而して、卒直に云へば、この問題は一年を争ふ程急迫せる問題ではないと思ふ。

無論、急迫してゐないとは云はない。だが、「生産力の擴充」は、より焦眉の問題であることに異議を挾むものはなからう。そ

の焦眉の問題を認めつゝ、これを阻止するやうな増税のやり方に、議會が冷淡であるのは、一体どうしたことであらう。

我等は、少くとも以上に述べた二點に就ては、今議會に於て修正されることを要望せざるを得ない。だが、萬一會期の不足其他の事情によつて、今議會の修正が、期待出來ぬとしても、來るべき根本税革をして、過誤なからしむるための準備として、此際輿論を喚起せざるを得ない。

また、結城藏相にしても、「私は財政に關しては素人だから」と議會で正直に告白せる如く、行懸りや体面に捉はれずに認識不足や過失を卒直に承認し、それを改むるに吝かでないことを期待する。

337
1191

昭和十二年二月二十六日印刷納本
昭和十二年三月一日發行

國防産業の擴充と
結城増稅案の自家撞着

定價 金貳拾錢

不許
複製

著作
兼
發行人

龜 谷 正 司
東京市小石川區林町十二番地

印刷人

橫 林 平 三
東京市日本橋區箱崎町三ノ三

印刷所

合名會社 橫 林 社
東京市日本橋區箱崎町三ノ三

發行所 日本經濟政策研究所

東京市小石川區林町十二番地

